

鹿嶋市告示第 230 号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和8年8月24日

鹿嶋市長 田 口 伸 一

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名	区 間
市道0114号線	鹿嶋市大字宮中4595番6地先から 鹿嶋市厨四丁目2番8地先まで
市道0107号線	鹿嶋市大字宮中5255番1地先から 鹿嶋市大字宮中2049番15地先まで

2 指定する期日

令和8年9月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- （1）走行位置の指定 道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- （2）後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- （3）道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。